

## 施設整備事前協議自己チェック表 [介護保険課提出用]

※整備を予定する施設が、老人福祉法や介護保険法のみならず、都市計画法及び建築基準法などの関係法令に全て適合し、整備可能であることを申請者が自らの責任で確認し、確認ができた場合は「申請者確認欄」に「○」を記載して、事前協議書に添付して提出すること。

施設種別 ( ) 施設名 ( )

### I. 『建設用地』に関する事項

項目	基準	担当部署 (課)	申請者 確認欄
1	適正配置について	既存施設の配置状況等からみて適正な配置であること。	介護保険課
2	都市の拠点性について	都市の拠点性が確保されていること。	都市政策課
3	交通の利便性について	交通の利便性が確保されていること。	介護保険課
4	生活関連施設について	周辺地域において、商店等の生活関連施設が整備されていること。	介護保険課
5	土地利用に関する規制法令等について	① 農業振興地域の農用地区域に含まれないこと。 ※市街化区域の場合、確認不要	農業政策課 北東部農業振興センター 西南部農業振興センター
		② 埋蔵文化財包蔵地ではない。(埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合を含む)	文化財課
		③ 農地を含んでいないか、または農地転用許可の見込みがあること。	農業委員会事務局
		④ 開発許可申請の手引の内容に適合したものであること。	開発指導課
6	防災上の安全性について	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではないなど、防災面から見て利用者の安全が確保されていること。(急傾斜地崩壊危険箇所については道路整備課) ※災害リスク・対応方針に関する調書要作成・添付	危機管理防災総室 道路整備課
7	給排水について	① 水利組合等地域との協議が整っていること。	農地整備課 北東部農業振興センター 西南部農業振興センター
		② 給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。 給水：上下水道局 雨水：合流地区 上下水道局 分流地区 所管土木センター 汚水：下水道事業計画区域内 上下水道局 下水道事業計画・農業集落排水事業計画区域外 浄化対策課 農業集落排水事業計画区域内 北東部農業振興センター 西南部農業振興センター	上下水道局 所管土木センター 浄化対策課 北東部農業振興センター 西南部農業振興センター
8	用地の面積について	建物に対して十分な用地面積が確保されていること。	開発指導課
9	土地の所有権について	① 「自己所有」の場合…登記簿等による確認。	介護保険課
		② 「購入予定」の場合…以下、確実な購入が見込まれること。 ・すべての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書または寄付確約書で確認。(いずれも実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること)	介護保険課
		③ 「賃借」の場合…以下、確認ができること  ・事業の継続に必要な期間の地上権又は賃借権の設定がされているなど確実な賃貸借契約が見込まれること。  ・地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること。(地上権登記誓約書(確約書)または賃借権登記誓約書(確約書)または賃貸借契約書(確約書)(実印使用、印鑑登録証明添付)での確認)	介護保険課 介護保険課 介護保険課
10	土地及び建物の抵当権の有無について	(社会福祉法人の場合) 福祉医療機構(協調融資含む)の抵当権以外の抵当権が設定されていないこと。(登記簿謄本の原本にて確認)これら以外の抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること。【抵当権解除にかかる確約書、抵当権を解除できる財源が確認できること(資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等)】	介護保険課
11	道路事情について	工事、運営用車両及び緊急車両等の進入に十分な道路が確保されていること。	所管土木センター
12	地元調整について	地元説明会を開催し地元調整がなされ、施設周辺の住民の反対が特段ない。または、地元自治会との連携が図られていること。	介護保険課

## Ⅱ.『建物』及び『設備』に関する事項

項目	基準	担当課	申請者 確認欄
13 建築物の形態及び構造について	① 都市計画法に適合し得る建築物であること。（建ぺい率等の要件を満たしていること。）	開発指導課	
	② 建築基準法に適合し得る建築物であること。	建築指導課	
	③ 関係法令、通知等に照らし、廊下の幅、居室の広さ等は十分であること。	介護保険課	
14 消防法に適合し得る建築物であること	消防用設備等を設置し防火対策を行っており、消防法に適合し得る建築物であること。	所管消防署 指導課	
15 バリアフリー建築について	対象者に配慮したバリアフリー建築物であること。	建築審査室	
16 防犯対策について	非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置など、必要な安全対策を講じていること。	介護保険課	
17 環境との調和について	地下水保全、緑化推進等 環境保全に配慮した設備等を有していること（図面、計画書等）。また、「熊本市公共事業環境配慮指針」について認識されていること。	水保全課 環境共生課	
18 排水処理設備について	① 浄化槽、下水道など、適切な排水処理設備がなされていること。	浄化対策課 上下水道局 給排水設備課	
	② 浄化槽設置の場合、人槽算定が適切であること。	浄化対策課	

（注）関係部署（特に土地利用部門、土木・建築部門）への確認に際しては、設計士等専門知識を有する者を同行すること。

## Ⅲ.『運営』に関する事項

項目	基準	担当課	申請者 確認欄
19 職員確保及び職員資質の確保について	施設運営に必要な職員を確保できる見込みがあること。（職員の履歴書等で確認。）	介護保険課	
20 地域との交流について	地域住民等との交流が十分見込めること。（計画書等）	介護保険課	
21 保健、医療との連携について	協力医療機関については、書面にて確認できること。（契約書、確約書等）	介護保険課	

#### IV.『資金』に関する事項

項目	基準	担当課	申請者 確認欄
22 施設整備資金について	自己資金を十分に有していること。	介護保険課	
23 運転資金について	年間事業費の1/2以上の2/3以上を確保していること。	介護保険課	
24 寄付について	① 寄付金を受ける場合、寄付確約書等により確実に寄付される見込みが確認できること。	介護保険課	
	② 贈与確約書等に実印が使用され、かつ、印鑑登録証明書が添付されていること。	介護保険課	
	③ 贈与者に贈与の十分な能力があること。（所得証明、残高証明書等で確認。）	介護保険課	
25 借入金について	① 建設資金調達を行うにあたって借入れを行う場合の確実性について、福祉医療機構からの借入れの場合は、貸付金限度額計算表を添付すること。（その他の金融機関から借入れることは原則できない。）	介護保険課	
	② 「市中金融機関から借り入れる」場合は、融資見込証明書若しくはこれに類するものを提出できること。	介護保険課	
	③ 「独立行政法人福祉医療機構から借り入れる」場合は、融資見込証明書、借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」、またはこれらに類するものを提出できること。	介護保険課	
26 借入金償還の見通しについて	① 累積借入金も含め、償還計画がつけられていること。	介護保険課	
	② 累積借入金も含め、確実に償還できる見込みがあること。（民改費、収益事業等による収入、経理区分間繰入金、積立金、寄付金の額をふまえた計画となっていること。）	介護保険課	
27 法人の組織運営について	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、行政処分を受け、是正措置が完了していること。	介護保険課 指導監査課	

※ この自己チェック表は、主なチェック項目について記載したものであり、これらの項目以外にも各法令に関する手続等、事前の相談が必要と思われる事柄については、関係部署へ早めに相談してください。